

## 令和3年度「脳検診受診助成金」受付開始

一般社団法人 鳥取県トラック協会

近年、健康起因事故の発生件数が増加しております。その中で最も多いのは、脳血管疾患であり、運転者の脳血管疾患の早期発見・早期治療につながる脳検診等を活用していただきたくため、今年度より脳検診等に係る費用に対して一部助成を実施することになりました。

つきましては、下記条件により別紙要綱に基づき実施しますのでご案内致します。

### 1. 申請受付期間

令和3年5月6日～令和4年2月15日

上記期間内であっても、予算額に達した場合は、申込受付を終了します。

### 2. 申請対象者

会員事業者に雇用された原則60歳以上の運転者が、令和3年4月1日から令和4年2月28日の間に検査を実施し、支払が終了した会員事業者に対し検診(検査)費用(除く消費税)の一部助成を行う。

### 3. 助成対象

- (1) 脳ドック
- (2) 脳MRI検査

### 4. 助成金額・予算枠

- (1) 助成額 運転者1名につき1回の受診に限り、10,000円とする。  
ただし、千円未満は切捨てとする。
- (2) 予算枠 鳥ト協10万円(10名)

### 5. 申請要領

別紙「脳検診受診促進助成金交付請求書」に必要事項を記入し、医療機関等の①請求書(写)及び、②受診項目が分かるもの(写)、③受診者氏名が分かるもの、④領収書(写)又は銀行振込書(写)を添えて申請する。

※②、③については請求書等に記載があれば不要

※個人精算(領収証が個人宛)のものは対象外

### 6. 申込実績報告期限 最終報告期限：令和4年2月28日(月)

### 7. 申請をされる方は、脳検診受診促進助成金交付要綱(下記又は鳥ト協ホームページに掲載)を必ずお読み下さい。

お問合せ先 (一社)鳥取県トラック協会 担当 宮本 TEL 0857-22-2694

---

## 脳検診受診促進助成金交付要綱

一般社団法人 鳥取県トラック協会  
制定 令和2年3月24日

(目的)

第1条 一般社団法人鳥取県トラック協会(以下「鳥ト協」という。)が、運転者の脳血管疾患の早期発見・早期治療につながる脳検診受診費用を、一部助成することによって、健康起因事故の防止に寄与することを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成対象は、次の健診(検査)とする。  
①脳ドック ②脳MRI検査

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、鳥ト協の会員事業者に雇用された運転者が、各年度の別途指定する期間に、前条の対象健診(検査)し、支払が終了した会員事業者に対し、健診(検査)費用(除く消費税)の一部助成を行う。

(助成金の交付額)

第4条 助成金の交付額は、運転者1名に当たり、1回の受診に限り、10,000円とする。  
但し、鳥ト協及び行政、その他団体等から支払われる助成金等の総額が健診費用を超えてはならない。  
また、予算額に達した場合は、鳥ト協は、受付を終了するものとする。

(助成金の交付請求)

第5条 助成金の交付を請求する会員事業者は、別紙「脳検診受診促進助成金交付請求書」に必要事項を記入し、別途指定する日までに、鳥ト協へ申請する。  
2 前項の申請に必要な添付書類は、別に定める。

(助成金の交付)

第6条 鳥ト協は、前条の「脳検診受診促進助成金交付請求書」の提出があったときは、速やかに内容を審査し、適切と認めるときは、申請事業者に対して助成金を交付する。

(助成金の返還)

第7条 鳥ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し交付した助成金の返還を命じることができる。  
(1) この要領その他鳥ト協が定める事項に違反したとき  
(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき  
2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、鳥ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

附則

本要綱は令和2年4月1日より施行する。